

就学援助制度

経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費などの援助を行い、義務教育の機会均等を確保しようとする制度です。

●対象

- 次のいずれかに該当する方
- 生活保護世帯の方

子育て世帯への 臨時特別給付の支給対象者が 見直されました！

「令和3年度子育て世帯臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)」を実施していますが、子どもを養育しているにもかかわらず給付金を受け取れない方にも支給を実施するよう見直されました。

●新たな対象

- ①または②の方、かつ給付金受給者の配偶者であった方で、離婚などをした方、その他これらに準ずる方(※)
- ②令和3年9月30日時点、高校生等を養育していなかったが、令和4年2月当の受給者になった方

28日時点で高校生等を養育している方

* 海外から入国し、児童手当の支給対象となった場合

* 離婚協議中で配偶者と別居している場合や、養子縁組、海外からの帰国により、養育者が代わっている場合 など

●支給金額

児童1人あたり10万円

※給付金の受給者から当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合および対象児童のために給付金の受給者が当該給付に相当する額の金銭等を消費していた場合はその額を控除

・ 当該年度に生活保護が停止または廃止された世帯の方

・ 町民税が非課税または減免されている方

・ 個人事業税または固定資産税が減免されている方

・ 国民年金の掛金が減免されている方

・ 国民健康保険税が減免な

●必要書類

(1) 申請書

(2) 令和4年2月28日までに離婚したことがわかる書類(戸籍謄本など)または、離婚協議中で配偶者と別居している場合はその事実を確認できる書類

(3) 住民票

(4) 申請者の令和3年度市町村民税課税証明書・非課税証明書(令和3年1月1日に町内に住民票を有していた方は不要)

※児童手当の受給者変更を既に行っている場合は(3)

(3)(4)の書類は不要

●申請方法

4月28日困までに必要書類を郵送(当日必着)または

どされている方

・ 児童扶養手当を受給している方

・ 社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付を受けている方

・ 前年の所得が町の基準額以下の方

・ 離職などにより今年の所得見込みが町の基準額以

直接問い合わせ先へ

●所得制限について

支給対象となるのは、保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合です(児童1人あたり月額一律5000円が支給される方は対象外)。詳細は町ホームページへ

問 児童課 内線145

下の方

●対象に該当する方

問い合わせ先へ相談してください。

●受付 随時

問 学校教育課 内線175



ひとり親 家庭等に関する 手当制度

ひとり親家庭などの生活の安定と児童の健全育成のため、児童を監護養育する方へ手当を支給する制度です。支給を受けようとする方および児童は、町内に居住していれば国籍は問いません。

手当は、国の児童扶養手当は、

	児童扶養手当	県遺児手当	町遺児手当
受給者(申請者)	父、母、養育者(祖父母、おじ、おばなど)		
支給対象児童	死別、離婚などにより父または母と生計を同一にしていない児童、父または母に重度の障がいがある児童		
支給期間	児童が18歳到達年度の末日まで ※施行令で定める程度の障がいがある方は20歳未満まで	児童が18歳到達年度の末日までの最長5年間	
手当月額 (令和4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ▶児童1人の場合 全額支給 43,070円 一部支給 43,060円～10,160円 ▶児童2人の場合の加算額 全額支給 10,170円 一部支給 10,160円～5,090円 ▶児童3人以上の場合の加算額 (1人増すごとに加算) 全部支給 6,100円 一部支給 6,090円～3,050円 	児童1人につき ・1～3年目 4,350円 ・4～5年目 2,175円 ・6年目以降 0円	児童1人につき 5,000円

当、県遺児手当、町遺児手当で、すべて所得制限があります。手当の概要や支給要件、所得制限については問い合わせ先へ

●注意

事実婚(異性の頻繁な訪問や同居、経済的援助など)の場合は、手当は申請できません。また、各手当を受給中の方が事実婚となった場合は資格喪失や返還などが生じます。

●一部支給停止措置など

児童扶養手当は原則、手当の支給開始月の初日から起算して5年を経過すると、受給資格者が父または母の場合、手当の2分の1が支給停止となります。

ただし、①または②により必要書類を期限内に提出した場合、支給停止が解除されます。該当する方には通知しますので、必要書類を郵送または直接問い合わせ先へ持参してください。
※所得の状況や家族の状況などに変化があった場合は、この限りでない

①受給している父または母などが次のいずれかに該当する場合

当する場合

- ・就業している
- ・求職活動などの自立を図るための活動をしている
- ・身体上または精神上的の障がいがある
- ・負傷または疾病などにより就業することが困難である

・受給している父または母などが監護する児童または親族が障がい、負傷、疾病、要介護状態などがあり、介護する必要があり、介護することが困難である

②①に該当しないため、児童課で相談し、その上で求職活動などを行った場合

●その他

必要書類などの詳細は町ホームページまたは問い合わせ先へ

●申請・問い合わせ

児童課 内線140



県立 大府もちのき 特別支援学校 よつば相談

保育所・幼稚園や学校の生活になじめない、学習に集中できない、理解力はあるのに文字を読むことが苦手など、気になる子どもの理解の仕方や支援の方法について相談を行っています。

●ところ

県立大府もちのき特別支援学校

●対象 東浦町、大府市、東海市、豊明市に在住の保護者

および保育所・幼稚園・小・中学校、高等学校に在勤の先生

●相談料 無料

●受付 随時

※相談日時は電話申込時に相談のうえ決定

●その他

・秘密は厳守しますので、安心して相談してください。

・電話相談のみの受付になる場合があります。

●県立大府もちのき特別

支援学校 相談支援部

☎(46)3011